



「東日本大震災事業者再生支援機構」を活用した取引先の復興支援について

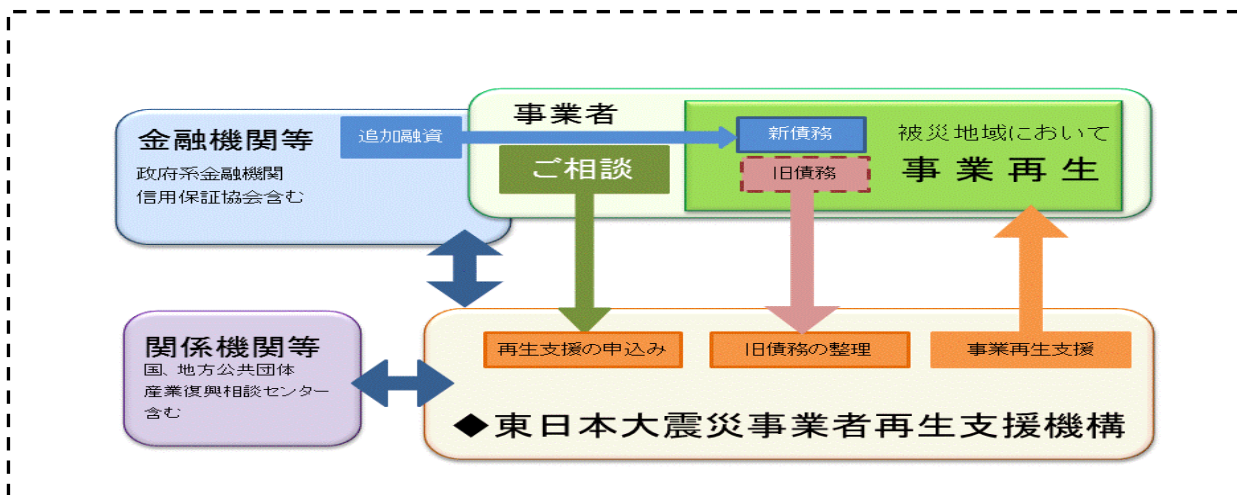
千葉銀行（頭取 佐久間 英利）は、平成 28 年 12 月 16 日（金）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下、「震災支援機構」）に対する債権譲渡を実施しましたのでお知らせいたします。

なお、本件は当行が主導して「震災支援機構」を活用し、取引先企業の震災からの復興を支援した第 8 号案件となります。

【本案件の概要およびスキーム】

<p>第 8 号案件の事業者概要</p>	<p>千葉県内の水産品加工製造業者。 東日本大震災の津波により建物・機械装置の損壊や原材料の流出等の被害があった。また、原発事故に伴う風評被害で売上が減少したほか、原料の魚が外国産に切替わったことで単価や仕入れコストが上昇し、大幅な赤字を計上した。</p>
<p>支援の概要</p>	<p>同社準メイン行である当行は、メイン行の銚子商工信用組合やその他の取引金融機関、千葉県信用保証協会と連携して「震災支援機構」に被災前債権を譲渡した。「震災支援機構」は買い取った当該債権の元金の一部を免除するとともに、残った債権について返済を一定期間猶予し、利息を減免する。また、銚子商工信用組合及び千葉県信用保証協会と協調して、同社の事業再建に向けて必要な原材料仕入資金にも対応予定。これにより、東日本大震災以降、業績が低迷し経営に支障が生じている同社の財務内容の改善を図る。</p>

【東日本大震災事業者再生支援機構を活用した復興支援の枠組み】



以上